

一般社団法人佐野市観光協会ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人佐野市観光協会（以下「協会」という。）が管理運営するホームページ（以下「協会ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置)

第2条 広告の位置は、協会が決定する。

(広告の範囲)

第3条 広告及びその広告主が指定したリンク先サイトの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- ア 政治性又は宗教性のあるもの
- イ 社会問題についての主義・主張
- ウ 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- エ 公序良俗に反するおそれのあるもの
- オ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- カ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- キ 法令、規則等に反するもの
- ク その他掲載する広告として適当でないと協会が認めるもの

(広告掲載申込)

第4条 申し込みは、原則協会会員のみとする。広告主は、協会の指示する仕様に従い広告主の負担で広告原稿を作成し、協会の指定した期日までに提出しなければならない。

(広告内容等の変更)

第5条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに協会に届け出るものとする。

広告の内容、デザイン等について、協会がふさわしくないと判断したときは、広告主に対して変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第6条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (3) 広告からのリンクを指定したウェブサイトが存在しなくなったとき。
- (4) 第3条の規定に反すると判断したとき。

(免責事項)

第7条 申込者は、次に掲げる理由により広告の掲載が一定期間停止される場合があること

をあらかじめ承諾しなければならない。

ア 協会ホームページの更新、修正等のための停止

イ サーバーおよび通信回線等の点検、障害等による停止

前項の理由により広告の掲載が一定期間停止されたことによる掲載料金の返還、損害の賠償等を協会に請求することができない。

広告の掲載または広告不掲載に関して生じた一切の責任は、広告主が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、協会は賠償する責を負わない。

(その他の事項)

第11条 要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は協会が別に定める。

附 則 この要綱は令和3年12月1日から施行する。